

## 施設予約システム導入に伴う

### 団体登録証の有効期限についてのお知らせ

中野区では、5月施設利用分より新しい予約システムを導入します。  
産業振興センターにおいても、導入に伴い現在の団体登録証取扱いを下記のように変更いたします。

=有効期限の変更点=

【変更前】団体登録日 ~ 令和8年2月28日まで有効



【変更後】団体登録日 ~ 令和8年4月30日まで有効

※令和8年5月1日利用分より予約システムに切り替わりますので  
こちらの団体登録証は5月1日以降使用できなくなります。ご了承ください。

### **【予約システムでの登録について】**

- ・現在、団体登録証をお持ちの団体も、改めて予約システムでの利用者登録(団体登録)が必要です。
- ・予約システムでの有効期限は、団体登録日 ~ 令和10年3月31日までとなります。  
※3年ごとに更新申請が必要です。

今後予約システムに関する情報は適宜 HP 等でお知らせいたします。  
ご不明な点がございましたら施設窓口または下記お問合せ先へご連絡ください。

【お問合せ先】  
中野区産業振興センター  
TEL 03-3380-6946